

(平成24年6月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の平成9年1月から同年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月から同年3月まで

私は、20歳になった平成7年*月頃、A市役所で国民年金の加入手続を行い、学生で収入が無かったため、国民年金保険料の免除申請手続きも一緒に行った。その後、学生であった期間は、毎年4月頃に免除申請を行っていた。申立期間の保険料が申請免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった平成7年*月頃、A市役所で国民年金の加入手続及び国民年金保険料の免除申請手続きを一緒に行い、その後、学生であった期間は、毎年4月頃に免除申請を行ったとしているところ、オンライン記録によると、申立人の主張どおり、同年*月から8年3月までの免除申請日は、7年*月30日とされ、8年4月から同年12月までの期間及び9年4月から10年3月までの期間の免除申請日は、それぞれ8年4月22日及び9年4月30日とされていることから、申立人が加入手続後、保険料の免除申請を毎年4月頃に行ったとする主張に不自然な点は見受けられない。

また、国民年金被保険者の免除承認期間については、平成13年度までは「免除の申請のあった日の属する月の前月から免除の申請のあった日の属する年度の末月（翌年の3月）までの間において必要と認められる月まで」とされており、申立人は、申立期間を含む平成8年4月から9年3月までは学生であり、当該期間において大きな生活状況の変化は無かったものと考えられ、特に申立期間の保険料のみが免除されないこととなるような事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

愛知厚生年金 事案 7303

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月28日
申立期間については、賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において同社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる賞与額から、25万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果6万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の3万9,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（6万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額における記録を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から同年10月まで

A社に勤務していた期間のうち、昭和49年4月から同年10月までの標準報酬月額について、実際に支給された給与より低い額となっているので、当該期間の標準報酬月額について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿の記録によると、当初、申立人の申立期間における標準報酬月額は3万9,000円と記録されていたところ、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の昭和51年12月7日付けで、6万円に訂正されたが、厚生年金保険法第75条本文の規定に基づき、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正前の標準報酬月額（3万9,000円）とされている。

しかしながら、複数の従業員は、「申立期間当時、実際に支給された給与に見合う厚生年金保険料を控除していながら、社会保険事務所（当時）に対し、実際の給与より低い額が届出されていた。」としている。

また、前述の複数の従業員は、「当時、A社の経理処理が適切でなかったの
で、社員全員で交渉をして改善を求めたことがある。」としているところ、A
社の事業所別被保険者名簿によると、昭和51年12月7日時点において被保険
者であったほぼ全ての者の記録が、申立人と同様に遡って訂正されていること
が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において、その主張する標
準報酬月額（6万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除さ
れていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい
ては、事業主は申立人の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に誤って提出し、
当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に標準報酬月額の訂正に
係る届出を行っていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和37年2月15日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年2月から同年9月までは1万円、同年10月から37年1月までは1万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年2月15日から37年2月15日まで
A社には1年を超えて勤め、退職したのは昭和37年3月頃だった。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された労働者名簿により、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたこと、及び同社を昭和37年2月14日に退社したことが認められる。

また、オンライン記録及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は、昭和36年2月15日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているにもかかわらず、その一方で、同被保険者名簿によると、同年10月1日に定時決定が行われたことが認められるが、申立期間当時は毎年8月1日現在の被保険者を対象として定時決定が行われることから、申立人が同年2月15日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和37年2月15日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保

險被保険者名簿の記録から、昭和36年2月から同年9月までは1万円、同年10月から37年1月までは1万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月31日から同年2月1日まで

A社B工場には入社時から継続して勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された企業年金保険給付金請求書、雇用保険の記録及び複数の同僚の証言により、申立人が同社B工場に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人は、A社において昭和40年6月25日に被保険者資格を取得した後、同社B工場が43年2月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となる前日の同年1月31日に被保険者資格を喪失し、同年2月1日に同社同工場において被保険者資格を取得しており、同年1月の同社における被保険者記録が無いところ、複数の同僚の証言によると、申立人は申立期間前後において同社同工場での業務内容及び勤務形態に変更は無かったとしている上、同社は、「当社が保存している企業年金保険給付金請求書により、申立人は申立期間も当社B工場に継続して勤務しており、月末に被保険者資格を喪失した昭和43年1月についても、厚生年金保険料を控除していたものと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社B工場は昭和43年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日まで同社において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和42年12月の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和43年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案 7307

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月31日から同年2月1日まで

A社B工場には入社時から継続して勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された企業年金保険給付金請求書、雇用保険の記録及び複数の同僚の証言により、申立人が同社B工場に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人は、A社において昭和40年6月25日に被保険者資格を取得した後、同社B工場が43年2月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となる前日の同年1月31日に被保険者資格を喪失し、同年2月1日に同社同工場において被保険者資格を取得しており、同年1月の同社における被保険者記録が無いところ、複数の同僚の証言によると、申立人は申立期間前後において同社同工場での業務内容及び勤務形態に変更は無かったとしている上、同社は、「当社が保存している企業年金保険給付金請求書により、申立人は、申立期間も当社B工場に継続して勤務しており、月末に被保険者資格を喪失した昭和43年1月についても、厚生年金保険料を控除していたものと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社B工場は昭和43年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日まで同社において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和42年12月の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和43年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和61年1月31日）及び資格取得日（同年10月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年1月31日から同年10月1日まで

私は、昭和57年12月から62年2月までA社に継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。当該期間に同社内にB社が新たに創設されたことはA社事業主から説明を受けて知っていたが、私は、B社には勤務しておらず、A社から給与を支給されていた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和57年12月2日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、61年1月31日に資格を喪失後、同年10月1日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者資格記録が無い。

しかし、雇用保険の記録によると、申立人は、申立期間に継続してA社に勤務していたことが確認できる上、複数の同僚は、「申立人はA社において、雇用形態及び業務内容に変更は無く継続して勤務していた。」と証言しているところ、当該複数の同僚は申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

また、A社の関連会社であるB社は、商業登記簿によると、昭和61年2月1日にA社と同一所在地、同一の事業目的で設立され、厚生年金保険事業所台帳によれば、昭和61年5月14日に厚生年金保険の適用事業所となり、B社の

健康保険厚生年金保険被保険者原票において、同日にA社に被保険者記録が確認できる申立人を含む5人が厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが認められるが、その後、同年8月25日にB社に係る厚生年金保険の適用が新規適用日である同年5月14日に遡って取り消され、同時に申立人を含む5人に係る厚生年金保険の被保険者資格が取り消されていることが確認できるところ、A社の複数の同僚に聴取をしても、申立人を含む複数の社員がA社に勤務しながらB社に移籍扱いとなったと記憶する者はいないことから、申立人は、申立期間について、A社の厚生年金保険被保険者であったと考えることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を同社の事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和60年12月の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和61年1月から同年9月までの保険料の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和54年7月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月31日から同年8月1日まで

私は、B社及びA社に継続して勤務した。しかし、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答及び複数の同僚の証言から判断して、申立人がB社及び同社のグループ会社であるA社に継続して勤務し（B社からA社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人から提出された源泉徴収票によると、申立人は、昭和54年6月30日までB社に勤務し、同年7月1日からA社に勤務していたことが確認できることから、申立期間において既に同社で勤務していたことが認められる。

なお、オンライン記録によると、A社は、申立人の同社における資格取得日と同日の昭和54年8月1日に適用事業所となっているが、商業登記簿によると、会社設立は同年6月29日であることが確認できる上、申立人のB社における資格喪失日（同年7月31日）と同日に資格喪失している同僚6人全員のA社における資格取得日が申立人と同日（同年8月1日）であることから、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断されることから、同社における資格取得日に係る記録を訂正す

ることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和54年8月の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知国民年金 事案 3447 (事案 941、1509、1977、2370 及び 2815 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月まで

私は、A 市 B 区の飲食店に勤務していた当時の同僚が年金(厚生年金保険か国民年金かは不明。)に加入していたということを聞いたことがあるので、同僚が加入していて私が加入していないのは納得できないし、また、退職して同市 C 区 D 町で飲食店を開業してからは、妻の兄嫁に国民年金の加入を勧められて加入し、妻が夫婦二人分の保険料を近所の女性の集金人に納付していたという申立内容で、これまで 5 回、第三者委員会に申立てをしたが、いずれも申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないという通知文を受け取った。

今回、新たに納付したことを示す資料等はないが、以前から私が申し立てているように、申立期間の保険料を集金人に納付しており、そのことを知っている証言者が見付かったこと及び申立期間が未納とされているのは、C 区役所が納付記録を廃棄してしまったためであることから、申立期間の保険料が納付されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間に係る申立てについては、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出日から申立人夫婦の国民年金の加入手続は申立期間後の昭和 42 年 6 月頃に行われたと推認されること、申立人には加入手続及び保険料納付に関する具体的記憶が無い上、保険料を納付していたとする妻が病気のため、その状況について確認することができないこと、申立期間当時に申立人夫婦が居住していた A 市 C 区 D 町で保険料を集金していた集金人に聴取しても、申立人夫婦の保険料を集金していたことをうかがわせる証言は得られなかったことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 1 月 15 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 2 回目、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料納付方法を思い出したほか、新たな証言者が二人見付かったとして当委員会に再申立てを行ったが、申立人が主張する加入手続

の時期は、新たな証言者の証言と矛盾すること、新たな証言者から聴取を行っても、申立人夫婦が保険料を納付していたことをうかがわせる証言は得られなかったことから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 6 月 17 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 3 3 回目、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、申立人夫婦の申立期間の国民年金保険料の納付について、新たな証言者が見付かったと申し立てている。しかし、当該証言者は、前回の申立て（2 回目）の口頭意見陳述の際に、申立人が主張した証言者と同一者であり、新たな証言者とは認められない上、改めて、同人に聴取しても、申立人夫婦が A 市 C 区 D 町で経営していた飲食店を同人が訪れ国民年金のことを聞いたのは、申立期間後の昭和 42 年 6 月以降のことであるとの説明に変更は無く、申立人夫婦の申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる証言は得られなかったことから、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 1 月 14 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。
- 4 4 回目、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、申立人夫婦の申立期間の国民年金保険料の納付について、新たな証言者が見付かったと申し立てている。しかし、当該証言者は、前々回の申立て（2 回目）の際に、申立人が主張した証言者と同一者であり、新たな証言者とは認められない上、改めて、同人に聴取しても、申立人夫婦の申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる証言は得られなかったことから、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 8 月 4 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。
- 5 5 回目、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、申立人夫婦の申立期間の国民年金保険料の納付について、申立期間の保険料を集金人に納付していたことを証言できる人がいると申し立てている。しかし、この証言できるとする者は、前回（4 回目）及び前々々回の申立て（2 回目）の際の証言者と同じ者であり、新たな証言者とは認められない上、改めて、同人に聴取しても、申立人夫婦の申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる証言は得られなかったことから、既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 3 月 16 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。
- 6 申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、申立人夫婦の申立期間の国民年金保険料の納付について、以前から申し立てているように、妻が申立期間の夫婦二人分の保険料を集金人に納付したとしており、そのことを知っている証言者が見付かったと主張するのみで、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる新たな資料及び情報の提出も無いことから、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 3448（事案 942、 1508、 1978、 2373 及び 2816 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月まで

私は、A 市 B 区の飲食店に勤務していた当時の同僚が年金(厚生年金保険か国民年金かは不明。)に加入していたということを聞いたことがあるので、同僚が加入していて私が加入していないのは納得できないし、また、退職して同市 C 区 D 町で飲食店を開業してからは、兄嫁に国民年金の加入を勧められて加入し、私が夫婦二人分の保険料を近所の女性の集金人に納付していたという申立内容で、これまで 5 回、第三者委員会に申立てをしたが、いずれも申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないという通知文を受け取った。

今回、新たに納付したことを示す資料等はないが、以前から私が申し立てているように、申立期間の保険料を集金人に納付しており、そのことを知っている証言者が見付かったこと及び申立期間が未納とされているのは、C 区役所が納付記録を廃棄してしまったためであることから、申立期間の保険料が納付されていたことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立期間に係る申立てについては、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出日から申立人夫婦の国民年金の加入手続は申立期間後の昭和 42 年 6 月頃に行われたと推認されること、申立人夫婦の保険料を納付していたとする申立人が病気のため、その状況について確認することができない上、夫には加入手続及び保険料納付に関する具体的記憶が無いこと、申立期間当時に申立人夫婦が居住していた A 市 C 区 D 町で保険料を集金していた集金人に聴取しても、申立人夫婦の保険料を集金していたことをうかがわせる証言は得られなかったことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 1 月 15 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 2 回目、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料納付方法を思い出したほか、新たな証言者が二人見付かったとして当委員会に再申立てを行ったが、申立人が主張する加入手続

の時期は、新たな証言者の証言と矛盾すること、新たな証言者から聴取を行っても、申立人夫婦が保険料を納付していたことをうかがわせる証言は得られなかったことから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 6 月 17 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 3 3 回目、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、申立人夫婦の申立期間の国民年金保険料の納付について、新たな証言者が見付かったと申し立てている。しかし、当該証言者は、前回の申立て（2 回目）の口頭意見陳述の際に、申立人が主張した証言者と同一者であり、新たな証言者とは認められない上、改めて、同人に聴取しても、申立人夫婦が A 市 C 区 D 町で経営していた飲食店を同人が訪れ国民年金のことを聞いたのは、申立期間後の昭和 42 年 6 月以降のことであるとの説明に変更は無く、申立人夫婦の申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる証言は得られなかったことから、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 1 月 14 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。
- 4 4 回目、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、申立人夫婦の申立期間の国民年金保険料の納付について、新たな証言者が見付かったと申し立てている。しかし、当該証言者は、前々回の申立て（2 回目）の際に、申立人が主張した証言者と同一者であり、新たな証言者とは認められない上、改めて、同人に聴取しても、申立人夫婦の申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる証言は得られなかったことから、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 8 月 4 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。
- 5 5 回目、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、申立人夫婦の申立期間の国民年金保険料の納付について、申立期間の保険料を集金人に納付していたことを証言できる人がいると申し立てている。しかし、この証言できるとする者は、前回（4 回目）及び前々々回の申立て（2 回目）の際の証言者と同じ者であり、新たな証言者とは認められない上、改めて、同人に聴取するも、申立人夫婦の申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる証言は得られなかったことから、既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 3 月 16 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。
- 6 申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、申立人夫婦の申立期間の国民年金保険料の納付について、以前から申し立てているように、自身が申立期間の夫婦二人分の保険料を集金人に納付したとしており、そのことを知っている証言者が見付かったと主張するのみで、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる新たな資料及び情報の提出も無いことから、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 3449（事案 43、1602、2351 及び 3088 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 2 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和 50 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料納付記録を訂正する必要は無い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 2 月から 50 年 12 月まで

私は、国民年金に加入したいと思い、昭和 50 年 12 月頃に加入手続を A 市役所で行った際、過去の国民年金保険料を納付できる特例があると聞き、その場で 3 万 6,500 円の国民年金保険料を納付した記憶がある。国民年金手帳には「初めて被保険者となった日」が 41 年 2 月 1 日とされており、どの期間の保険料であるか聞かなかったが、自分としてはその時点まで遡って納付したつもりでいた。申立期間の保険料を納付した領収書に押印してあった印鑑の名前が B 又は C だったので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、当初、申立期間のうち、昭和 41 年 2 月から 50 年 3 月までを申立期間としているところ、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、A 市役所において当該期間の国民年金保険料として数万円を一括で納付したとしているが、同年当時、同市役所では過年度保険料及び特例納付に関する取扱いを行っていないこと、当該期間に係る保険料額は約 10 万円であること、及び申立人が国民年金の加入手続を行ったとする同年 12 月の時点では、当該期間のうち、48 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料は、特例納付の対象期間ではなく、かつ、時効により納付できない期間であることから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 2 月 25 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、昭和 50 年 4 月から同

年12月までを当初の申立期間に加え、申立期間の保険料として3万6,500円を納付したと主張するとともに、保険料納付を示す資料として新たにA市から交付を受けた資料を提出して当委員会に再申立てを行ったが、当該資料では保険料納付を示す記載は見当たらず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないこと、及び申立期間のうち、同年4月から同年12月までの保険料は納付済みとされており納付記録に問題は無いことから、既に当委員会の決定に基づく平成21年7月23日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、申立期間の保険料を納付した領収書に押印してあった印鑑の名前がB又はCだったことを新たに思い出したとして当委員会に再申立てを行ったが、この申立人の主張内容は申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる新たな事情とは認められない上、A市では、申立人が申立期間の保険料を納付したとする昭和50年度において、B又はCという職員は年金担当部署には在籍していなかったとしていること、そのほかに委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないこと、及び申立期間のうち、昭和50年4月から同年12月までの保険料は納付済みとされており納付記録に問題は無いことから、既に当委員会の決定に基づく平成22年7月28日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

加えて、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、既に納付済みとされている期間（昭和50年4月から同年12月まで）を申立期間から除いた上、当該期間を含め申立期間について同年12月頃にA市役所で3万6,500円の国民年金保険料を納付した記憶があるとして当委員会に再申立てを行ったが、この申立人の主張内容は従来主張を繰り返すのみで、新たな資料及び情報の提出も無く、これは委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づく平成23年8月24日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、既に納付済みとされている期間（昭和50年4月から同年12月まで）を申立期間に再度加え、申立期間の保険料として3万6,500円を同年12月頃にA市役所で納付したとする前回までの主張内容を繰り返すのみで、新たな資料及び情報の提供も無く、これは委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間のうち、41年2月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和50年4月から同年12月までについては、年金記録では、国民年金保険料が納付済みとされており、納付記録に問題は無い。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年8月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年8月から57年3月まで

私が20歳になった頃、父親から20歳になれば国民年金保険料の支払の義務があるから、これから払っていくからなと言われた記憶がある。母親も保険料は支払っていたと思うと言っている。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする両親のうち、父親は既に死亡しているほか、母親は申立人の保険料を納付していた覚えはあるとしているものの、加入手続時期、加入手続後において交付される国民年金手帳の受領、申立期間の保険料の納付時期、納付場所及び納付方法についての具体的な記憶は無いとしていることから、申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによれば、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間当時、居住していたとするA市においても、申立人が国民年金に加入し保険料を納付していた記録は存在しないなど、申立人が国民年金に加入していた事実が確認できない。このため、申立期間は、国民年金に未加入となり、両親が国民年金保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月

学生の頃は、義務だと知らなかったので国民年金保険料を納付していなかった。会社に就職し、厚生年金保険料を納付するようになったことで、国民年金保険料を納付する義務があることを知り、未納にしていた平成4年1月から同年3月までの保険料を、同年5月以降に一括納付したにもかかわらず、申立期間の保険料のみが未納とされている。

送られてきた納付書により保険料を納付したので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、送付されてきた納付書により申立期間を含む平成4年1月から同年3月までの保険料を一括納付したとしているものの、保険料の納付時期については覚えていないとしていることから、申立人の申立期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は平成4年3月頃にA市で払い出されており、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日を同年*月*日（20歳到達時）とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立期間の保険料は、時効が完成する6年2月末までは納付することは可能であった。しかしながら、申立人は、申立期間を含む4年1月から同年3月までの保険料を同年5月以降に一括納付したとしているところ、オンライン記録によると、申立期間直後の同年2月及び同年3月の保険料が6年3月9日に過年度納付されていることから、申立期間の過年度納付書

が作成・送付されたとも考えられるが、この過年度納付された時点では申立期間については時効となることから、申立人は申立期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 7310 (事案 5186 及び 7234 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年2月頃から同年5月頃まで
② 昭和20年9月頃から21年6月頃まで
③ 昭和21年7月頃から24年4月1日まで
④ 昭和25年7月1日から26年8月頃まで
⑤ 昭和27年3月5日から同年11月1日まで
⑥ 昭和31年7月2日から同年10月1日まで
⑦ 昭和32年9月1日から同年12月2日まで
⑧ 昭和35年5月10日から同年7月6日まで
⑨ 昭和61年4月1日から63年4月1日まで

申立期間①について、申立人を知っている同級生を思い出したので調査してほしい。申立期間②について、A社B工場で再度調査してほしい。申立期間③及び④について、軍人時代の友人から駐留軍であれば、昭和26年までもらえるはずと言われた。申立期間⑤及び⑥について、前回の申立て前に、年金事務所で提出してもらったオンライン記録がE社の厚生年金の記録で27年3月5日から31年10月1日までとなっていた。申立期間⑦及び⑧について、F社の同僚が同じくらい勤務していたと言っていた。申立期間⑨について、新たな資料及び情報は無いが、納得できない。

申立期間①から⑨までについて、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の勤務に係る証言内容も不自然でないことから、申立人が当該期間において申立てに係る事業所で就労していたこととはうかがえるが、厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できず、当該事業所を特定することができないこと、申立期間②及び③については、申立てに係る駐留軍関係事業所に継続して勤務していたと主張しているが、C局から提出された労務台帳によれば、申立人の雇用年月日は、昭和22年8月25日とされており、当該期間のうち、同日以後の期間について、申立人の駐留軍関係事業所における勤務があったことは確認できる。しかし、当該駐留軍関係事業所に対する厚生年金保険の適用は、24年4月1日から適用対象とするとされていることから、それ以前の期間は申立人が厚生年金保険被保険者となることができないこと、申立期間④については、申立人は、当該期間のうち、25年7月1日から26年4月15日までの期間について、他社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる一方、同年4月15日以降の期間について、申立てに係る駐留軍関係事業所を特定することができず、申立人の当該期間に係る勤務実態をうかがわせる周辺事情も無いこと、申立期間⑤及び⑥については、D社に係る厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳及び同索引票によれば、申立人は、同社での資格取得時（27年11月1日）に払い出された厚生年金保険被保険者台帳記号番号により、同社における資格喪失日と同日にE社において資格取得していることが確認でき、申立人は、「D社を手伝った後、E社に勤務した。」と証言していること、及び同社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の関連資料を得ることができず、同僚から申立人の当該期間に係る勤務実態を確認できる証言も得られないこと、申立期間⑦及び⑧については、F社及びG社に継続して勤務したと主張しているが、F社を承継するH社に、申立人の勤務実態などを確認できる資料は無く、同僚から申立人の当該期間に係る勤務実態をうかがわせる証言も得られないこと、申立期間⑨については、I社から提出された労働者名簿によると、申立人の雇用年月日を60年4月3日とし、退職年月日を同年10月23日とする記載があり、申立人に係る労働者名簿の「厚生年金保険記号番号」欄には、申立人が被保険者資格を取得した旨の記載が無い、及び前社であるJ社を離職した後、失業給付を受給し、申立人に健康保険継続療養証明書が交付された旨の記録が確認できること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成23年1月26日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立期間④については、その後、再度の申立てがあったが、申立人の妻が「申立人はK社及び同社L支店で3年は勤務していた。」と言っていたとする友人は、同社の社員ではない上、当該期間当時のK社L支店の複数の同僚が申立人は同社同支店に出入りしていたが同社の社員ではない又は知らないと言っていること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成24年3月28日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、今回、申立人の妻は、上記申立ての要旨のとおり年金記録を訂正してほしい旨主張し、申立期間①、②、③、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨について再度の、申立期間④について再々度の申立てを行っている。

しかしながら、申立期間①については、申立人の妻が申立人を知っているとして名前を挙げた同級生に照会したところ、「軍隊に入隊したのは覚えているが、M社については、知らない。」と証言している。

申立期間②については、A社B工場は、当該期間は厚生年金保険の新規適用日前（昭和26年10月1日）であり、厚生年金保険の適用事業所の記録は確認できない。

また、A社の沿革によれば、同社B工場は昭和27年に開設され、同社同工場の同僚は、「工場を建設するため、昭和25年頃に国から土地の払下げがあった。」と証言しているところ、同社は、「職員録を確認したが、申立人の氏名は無い。」と回答している上、同社同工場の複数の同僚は、「申立人を記憶していない。」と回答していることから、申立人が当該期間について勤務していたとは考え難い。

申立期間③については、軍人時代の友人から「駐留軍であれば、昭和26年までもらえるはずだからもらいなさい。」と言われたと主張しているが、当該友人はC局の職員ではない上、同局が該当する駐留軍関係事業所に対する厚生年金保険の適用は、昭和24年4月1日からであり、同社の複数の同僚も「昭和24年4月1日以前に勤務していたが、厚生年金の記録は入社日からではない。」と証言している。

申立期間⑤及び⑥については、申立人の妻が年金事務所において「提出してもらった」というオンライン記録は確認できない。

申立期間⑦及び⑧については、申立人の妻が名前を挙げたF社の同僚は、「私はF社の関連事業所で当初から継続して勤務していたが、申立人が、同社にいつ頃入社したかは覚えていない。私と同じ昭和35年5月頃に同社を退社したと思う。」と証言しており、申立期間⑦及び⑧における勤務実態について確認できない。

申立期間⑨については、申立人から新たな資料や情報の提示は無く、このほかに、申立期間①、②、③、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

再々申立てに係る申立期間④については、上記申立期間③と同様の主張をしているが、当該友人はN社の社員ではない上、当該期間当時の同社の複数の同僚から申立人の当該期間に係る勤務実態をうかがわせる証言も得られない。

このほかに、申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

今回、申立人から提示された周辺事情は、当委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認め難く、このほかに当委員会のこれまでの決定を変更

すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑨までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 7311 (事案 5221 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 12 月頃から 50 年 5 月頃まで
② 昭和 50 年 5 月頃から 52 年 7 月頃まで

申立期間②について、前回は、A社に勤務していたとして申し立てたところ、年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、改めて思い返してみると、申立期間②については、A社ではなく、B社だったように思う。

また、B社で働き始めたのは、昭和 50 年ではなく、もう少し前の 48 年 12 月頃からだったと思う。

申立期間①及び②について、B社で勤務していたと思うので、再度審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②に係る申立てについては、申立人がA社に勤務していたことがえるものの、勤務時期は特定できない上、i) 同社の事務担当者が、「申立期間当時は、本人が希望しない場合には、無理に厚生年金保険に入れていなかったようだ。」と回答していること、ii) 同社の複数の同僚からも、申立人の主張を裏付ける証言が得られないこと、iii) 申立人が名前を挙げた同僚についても、同社における被保険者記録が確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 2 月 2 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「前回、申立期間②について、A社に勤務していたとして申立てをしたが、改めて思い返してみると、当該期間については、B社に勤務していたと思う。また、同社には、申立期間①の昭和 48 年 12 月頃から勤務していたと思うので、再度、調査してほしい。」と主張し、再度申立てを

行っている。

今回の申立てについては、B社からの回答及び申立人が名前を挙げた同僚の証言により、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社は、「申立人が勤務していた期間については、確認できる資料が無いので不明である。また、当時の資料には、申立人の記録が無いことから、申立人は厚生年金保険に加入していなかったと思われる。」と回答している。

また、申立人が、C県D市から出稼ぎに出て、一緒にB社で勤務したとして名前を挙げた同僚3人のうち、連絡が取れた1人は、「B社では、厚生年金保険に加入していなかった。自分と申立人が、いつから同社に勤務したかについては覚えていないが、2人とも、1年から1年半ぐらいしか勤務しなかったと思う。」と証言している。

さらに、オンライン記録によると、申立人が名前を挙げた上記同僚3人は、いずれもB社において厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 7312

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年頃
② 昭和 41 年頃
③ 昭和 41 年頃
④ 昭和 42 年頃
⑤ 昭和 43 年頃
⑥ 昭和 43 年頃
⑦ 昭和 44 年頃
⑧ 昭和 44 年頃
⑨ 昭和 46 年頃
⑩ 昭和 47 年頃
⑪ 昭和 47 年頃
⑫ 昭和 48 年頃

申立期間①から⑫までについて、それぞれの事業所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が勤務していたと述べる事業所名、所在地等が、A社の商業登記簿謄本の記載内容及び当該期間当時の同社所在地を含む商店会の会長の証言内容と一致していることなどから、期間は特定できないものの、申立人が、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、後継会社のB社は、「当時の資料が無いため、当時のことは不明であ

る。」と回答している。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は、姓のみの記憶であることから、同人を特定できない。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①のうち、昭和 40 年 5 月 21 日から同年 6 月 20 日までの期間については、申立てに係る A 社とは別の C 社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

申立期間②について、オンライン記録によると、D 社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立人は、「D 社は事業主と自分の二人だけの会社だった。」と述べているところ、申立人は、当時の事業主の名前を覚えていないため、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②のうち、昭和 41 年 6 月 1 日から同年 8 月 20 日までの期間については、申立てに係る D 社とは別の E 社において、同年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間については、F 社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

申立期間③について、申立人が勤務していたと述べる事業所名、所在地、業務内容等が、複数の同僚の証言内容と符合していることなどから、期間は特定できないものの、申立人が G 社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、G 社の後継会社の H 社は、「当時の資料が無いため、当時のことは不明である。」と回答している上、G 社の当時の事業主は、既に死亡しているため、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、G 社の同僚は、「入社しても、すぐには厚生年金保険に加入できなかった。自分は入社してから 3 年後に厚生年金保険に加入した。」と証言している上、別の同僚が、申立人と同職種だったとして名前を挙げた同僚は、同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから、当該期間当時同社では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

さらに、オンライン記録によると、上記のとおり申立人は、申立期間③のうち、昭和 41 年 6 月 1 日から同年 8 月 20 日までの期間については、申立てに係る G 社とは別の E 社において、同年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間については、F 社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

申立期間④について、申立人が勤務していたと述べる事業所名及び所在地が H 社の商業登記簿謄本の記載内容と一致していることから、期間は特定できないものの、申立人が、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録によると、H 社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、H 社は、既に解散しており、当時の事業主とは連絡が取れないことか

ら、申立人の当該期間当時における勤務実態等について、確認できない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は、姓のみの記憶であることから、同人を特定できない。

申立期間⑤について、申立人が勤務していたと述べる事業所名及び所在地が、I社の商業登記簿謄本により確認できることなどから、期間は特定できないものの、申立人が、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、I社は、昭和39年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の当時の事業主は死亡していることから、申立人の当該期間当時における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立人は、I社で勤務していたのは、事業主と自分の二人だけであり、他に従業員はいなかったと述べていることから、申立人の当該期間当時における勤務実態等について照会できる同僚等は見当たらない。

申立期間⑥について、申立人が名前を挙げた同僚は、J社における厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、勤務した期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、J社は、「当社の退職者の名簿等を詳細に調べたが、その中に申立人の名前は無く、申立人の勤務実態等については不明である。」と回答しており、申立人の当該期間当時における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、J社の複数の同僚は、いずれも、「申立人のことは知らない。」と証言している。

申立期間⑦について、申立人が述べるK社の所在地、業務内容等が、同社からの回答内容と符合していることから、期間は特定できないものの、申立人が、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録によると、K社が、厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない上、同社は、「当社は、昭和28年の会社設立時から厚生年金保険の適用事業所となったことはない。また、申立人が当社に勤務した記録も無い。」と回答しており、申立人の当該期間当時における勤務実態等について確認できない。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間⑦のうち、昭和44年2月1日から同年2月10日までの期間については、申立てに係るK社とは別のL社において、同年4月29日から同年8月22日までの期間については、M社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

申立期間⑧について、N社は、「当社の健康保険厚生年金保険被保険者台帳に申立人の名前が無いので、申立人は当社の正社員としては勤務していないと思う。ただ、正社員以外に多くの委託の運転手がいたが、この者たちは、厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答しており、申立人の当該期間当時における勤務実態等について確認できない。

また、N社の複数の同僚は、いずれも、申立人を記憶していない上、そのうちの一人は、「同社には、正社員ではない委託の運転手がいた。委託の運転手が厚生年金保険に加入していたかどうかまでは分からない。」と証言している。

さらに、オンライン記録によると、上記のとおり申立人は、申立期間⑧のうち、昭和44年2月1日から同年2月10日までの期間については、申立てに係るN社とは別のL社において、同年4月29日から同年8月22日までの期間については、M社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

申立期間⑨について、申立人が名前を挙げた同僚が、O社において厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、O社は、昭和46年3月4日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は、既に死亡している上、同社の後継会社のP社からは回答が得られないことから、申立人の当該期間当時における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、O社の複数の同僚は、いずれも、「申立人のことは、知らない。」と証言している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間⑨のうち、昭和46年1月1日から同年1月27日までの期間については、申立てに係るO社とは別のQ社R工場において厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

申立期間⑩について、申立人が述べるS社の所在地、業務内容等が、商業登記簿謄本の記載内容とおおむね符合していることから、期間は特定できないものの、申立人が、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、S社は、昭和61年2月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、既に解散している上、同社の当時の事業主から回答が得られないことから、申立人の当該期間における勤務実態等について確認できない。

また、S社の複数の同僚は、いずれも、申立人を記憶していない上、そのうちの一人は、「同社では、月給制の社員以外に日給制の社員がいた。日給制の社員は、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と証言している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間⑩のうち、昭和47年8月26日から同年12月9日までの期間については、申立てに係るS社とは別のT社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

申立期間⑪について、申立人が勤務していたと述べる事業所名、所在地及び業務内容等が、U社の商業登記簿謄本の記載内容とおおむね符合していることなどから、期間は特定できないものの、申立人が、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、U社は、「当時の資料が無いので、当時のことは不明である。」と回答している上、同社の当時の事業主及び事務担当者が死亡していることから、申立人の当該期間当時における勤務実態等について確認できない。

また、U社の複数の同僚は、いずれも、申立人を記憶していない上、そのうちの一人は、「U社には臨時社員がいた。臨時社員は、厚生年金保険に加入していなかった。また、私は、入社して3か月間は、厚生年金保険に加入できなかった。」と証言している。

さらに、オンライン記録によると、上記のとおり申立人は、申立期間⑩のうち、昭和47年8月26日から同年12月9日までの期間については、申立てに係るU社とは別のT社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

申立期間⑫について、申立人が述べるV社の所在地、業務内容等が、複数の同僚の証言と符合していることから、期間は特定できないものの、申立人が、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、V社は、昭和53年7月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び事務担当者が死亡していることから、申立人の当該期間当時における勤務実態等について確認できない。

また、V社の複数の同僚は、いずれも、申立人を記憶していないと証言しているところ、そのうちの一人は、「私は、配車係だったので、運転手全員を知っていると思うが、運転手だったと言う申立人のことを知らない。」と証言している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間⑫のうち、昭和48年2月13日から同年5月17日までの期間については、申立てに係るV社とは別のW社において、同年11月9日から同年12月31日までの期間については、X社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間①から⑫までの厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑫までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 7313 (事案 4704 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 7 月 1 日から 41 年 1 月 20 日まで

前回の申立てについて、勤務の証明は得られたようだが、厚生年金保険の記録として認められないのは納得できない。

今回、新たに厚生年金保険料の控除を証明できる資料は無いが、A事業所では、1日18時間も働いており、給与から保険料を控除されていたはずなので、再度審議し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A事業所の事業主の息子が、「申立人が勤務していたことは覚えている。」と証言していることから、時期は特定できないが、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できるものの、i) 同事業所が、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できないこと、ii) 上記事業主の息子は、「A事業所は、母が経営していた個人事業所で、当時の従業員は、事業主である母を除けば、私と申立人ともう一人の女性がいただけだったと思う。母も私も、厚生年金保険には加入していなかったもので、当然、従業員も厚生年金保険には加入していない。」と証言していること、iii) このほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 11 月 10 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、今回、申立人は、「勤務当時は、控除する金額が多いからと言われて、給与を渡された。勤務時間に見合わない低額の給与だったので、厚生年金保険料も控除されていたと思う。」などと主張し、申立期間の終期を当初

の昭和41年3月31日から同年1月20日に変更した上で、再度申立てを行っている。

しかし、当該申立てについて、申立人から新たに提示された関連資料及び周辺事情は無く、上記の主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 7314 (事案 6322 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月 2 日から 44 年 2 月 1 日まで
前回の申立てについて、平成 23 年 8 月 31 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文をもらった。

しかし、退職時に脱退手当金を受給した記憶は無く、審議の結果に納得できないので、新たな資料等はないが、申立期間について、再度調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る当初の申立てについては、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、現金給付記録欄に脱退手当金の支給記録が記載されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 44 年 4 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないと見受けられ、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 8 月 31 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たな資料等はないが、脱退手当金をもらった記憶が無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい旨主張し、再度申立てを行っているが、当該主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。